

# 改葬のしおり

R2.7.1 現在

## 改葬(お墓の移動)の手続き

- ・ 現在お骨が納められている墓地や納骨堂から、他の墓地や納骨堂にお骨を移すことを「改葬」といいます。

お骨を移す前に、現在お骨が納められている墓地・納骨堂が所在する市町村で改葬許可申請の手続きが必要です。(墓地、埋葬等に関する法律第5条2項の規定による)

## 手続きの流れ

- <例> ・ 大月市の墓地から大月市の納骨堂へ移動するとき  
・ 大月市の納骨堂からA市の墓地へ移動するとき

※B市の墓地から大月市の納骨堂へ移動するとき、B市の墓地からC市の納骨堂へ移動するときなどは、大月市では手続きは必要ありません。  
現在、お骨が納められている市町村で手続きを行ってください。

## 1. 「改葬許可申請書」などの入手

- ・ 「改葬許可申請書」などの各様式は大月市役所ホームページよりダウンロードできます。  
また、市民課窓口にもご用意しています。

## 2. 「改葬許可申請書」などの記入

次の内容を確認の上、改葬許可申請書に記入してください。

- ・ お骨(死亡者)の本籍、住所、氏名、性別
- ・ 死亡年月日
- ・ 埋火葬の年月日

不明の場合は、  
不詳と記入してください。

- ・ 現在埋葬されている墓地の所在地と名称
- ・ 改葬の理由
- ・ 新たに納骨する墓地の所在地と名称
- ・ 申請者の住所、氏名、電話番号
- ・ 死亡者との続柄
- ・ 墓地使用者との関係

※複数のお骨を改葬するときは、別紙に2人目以降の方を記入してください、  
※現在の墓地使用者以外の方が申請する場合は、墓地使用者からの「承諾書」  
が必要です。

### **3. 現在埋葬されている墓地の管理者(寺院、自治会長、墓地管理組合など)の証明**

- ・ 現在お骨が納められている墓地・納骨堂の管理者に、お骨が納められている事実を証明してもらう必要があります。(改葬許可申請書の証明欄に、証明のための記名押印をお願いしてください。)

※管理者が不在の場合は、「申立書」の添付が必要です。

管理者が分からない場合は、申請の前に一度市民課 戸籍住民担当へお問い合わせください。調査の結果、管理者が判明することがあります。

### **4. 改葬先の墓地(新たに納骨する墓地)の受入証明**

- ・ 改葬先の墓地、納骨堂の管理者から、お骨を受け入れることが可能であることを証明してもらう必要があります。(受入証明書や使用承諾書など)

## 5. 改葬許可の申請

- ・ 申請場所 市民課 戸籍住民担当
- ・ 受付時間 平日の8時30分から17時15分まで
- ・ 必要なもの 「改葬許可申請書」(必要な場合は「別紙」「承諾書」「申立書」)、  
受入証明書、印鑑、窓口に来る方の本人確認書類  
窓口に来る方が代理人の場合は、申請者からの「委任状」が必要です。

※郵便申請も受け付けています。改葬許可申請書、受入証明書、申請者の本人確認書類の写し、返信用封筒、切手などを市民課 戸籍住民担当へご送付ください。

書類などに不備や不明な点がある場合は、連絡させていただくことができます。

## 6. 改葬許可証の交付

申請の内容を確認の上、「改葬許可証」を交付します。

※申請を受けてから交付までには、時間がかかることがあります。

## 7. お骨の移動

- ・ 現在、お骨が納められている墓地・納骨堂の管理者に「改葬許可証」を掲示してお骨を受け取ります。※「改葬許可証」の提出は必要ありません。  
新たに納骨する墓地・納骨堂の管理者に「改葬許可証」を提出し、お骨を納骨します。

◎改葬する際に、ご遺骨を火葬する場合には、改葬許可申請とは別に再火葬の手続きが必要になります。

例) 大月市の墓地に納められているお骨を再火葬し、元のお墓に移すとき。  
大月市の墓地に納められているお骨を再火葬し、A市の墓地に移すとき。

- ・再火葬が必要な場合は、改葬許可を申請する時に、再火葬を行う旨をお伝えください。

お問い合わせ

大月市役所 市民課 戸籍住民担当

〒401-8601 山梨県大月市大月二丁目6番20号

電話番号:0554-23-8022

FAX:0554-20-1014